

# 平成27年3月記者懇談会

日時 平成27年3月26日（木）

午後1時

場所 政策会議室

## 1 市長あいさつ

## 2 市政記者クラブからの質問事項

(幹事社 東愛知)

今回はありません

## 3 市からの発表事項

(1) 新城市公共施設白書の作成について

(総合政策部)

(2) 新城市行政改革推進計画の策定について

(総合政策部)

(3) 第1次新城市総合計画後期基本計画の策定（基本計画の見直し）について

(企画課)

(4) 2015 全国さくらシンポジウム in 奥三河の大会運営等について

(産業政策課)

## 4 その他

### 資料提供

(1) 「新城市第2次地域福祉計画」策定について

(福祉課)

(2) 「新城市第4期障害福祉計画」策定について

(福祉課)

(3) 「新城市子ども・子育て支援事業計画」策定について

(こども未来課)

(4) 「第6期新城市高齢者保健福祉計画書」策定について

(長寿課)

## 5 行事予定表

次回開催日 4月24日（金）午前10時30分から

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	平成27年 3月26日	
担当課・室	総合政策部	
担当職・氏名	参事	滝川昭彦
連絡先(電話)	(0536) 23-7673	
連絡先(FAX)	(0536) 23-7296	
連絡先(Eメール)	seisaku@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市公共施設白書の作成について
----	------------------

## 内容

新城市は、平成17年の市町村合併により、学校やこども園などの公共建築物や、道路、橋梁、下水道施設といったインフラなど、多くの公共施設を抱えることとなり、将来の維持更新費用の財政への影響が懸念されます。

そこで、本市の公共施設の現状と将来の維持・更新費用見込みを明らかにすることを目的に「公共施設白書」を作成しました。

### (1) 経過

平成25年度から2か年をかけ、大学で公共施設マネジメントを研究されている先生をアドバイザーに庁内検討会議と業務委託により作成しました。

### (2) 内容

第1章 はじめに

第2章 新城市の概要

第3章 施設用途ごとに見た現状と課題

第4章 地域別に見た公共施設の現状

第5章 公共施設整備手法の検討

新城市は現在、総施設数 327、延床面積 300,190 m<sup>2</sup>の建築物を保有しており、人口1人当たり延床面積は 6.02 m<sup>2</sup>/人と、東三河5市では田原市の 6.10 m<sup>2</sup>/人に次いで多くの施設を保有しています。また、全国的に比較できる対象施設の面積では新城市は 5.69 m<sup>2</sup>/人となり、全国平均の 3.74 m<sup>2</sup>/人を大きく上回っていますが、その内、学校施設とこども園、公営住宅で全体の50%を超えています。また建築後30年以上経過した建築物が4割以上を占めており、維持更新費用の確保が課題となります。

### (4) 今後の取り組み

本白書をもとに、現況及び将来の見通しを踏まえ、公共施設の総合的かつ計画的な管理を図るため、公共施設等総合管理計画の策定に取り組めます。

# 平成26年度 新城市公共施設白書 概要版



現在の新城市は、平成17年10月1日に旧新城市、旧鳳来町、旧作手村の3市町村の新設合併により誕生しました。この合併により、愛知県域の約1割にあたる広大な市域（499 k㎡）を保有することになり、それに伴い、学校やこども園などの公共建築物や、道路、橋梁、下水道施設といったインフラなど、多くの公共施設を抱えることになりました。

本市の公共施設の現状と将来の維持・更新費用見込みを積極的に公開するとともに、今後の公共施設のあり方について市民の方と幅広い議論を進めながら、より効率的、効果的な施設運営を計画することが重要と考え、その基礎的な資料となる「公共施設白書」を作成しました。

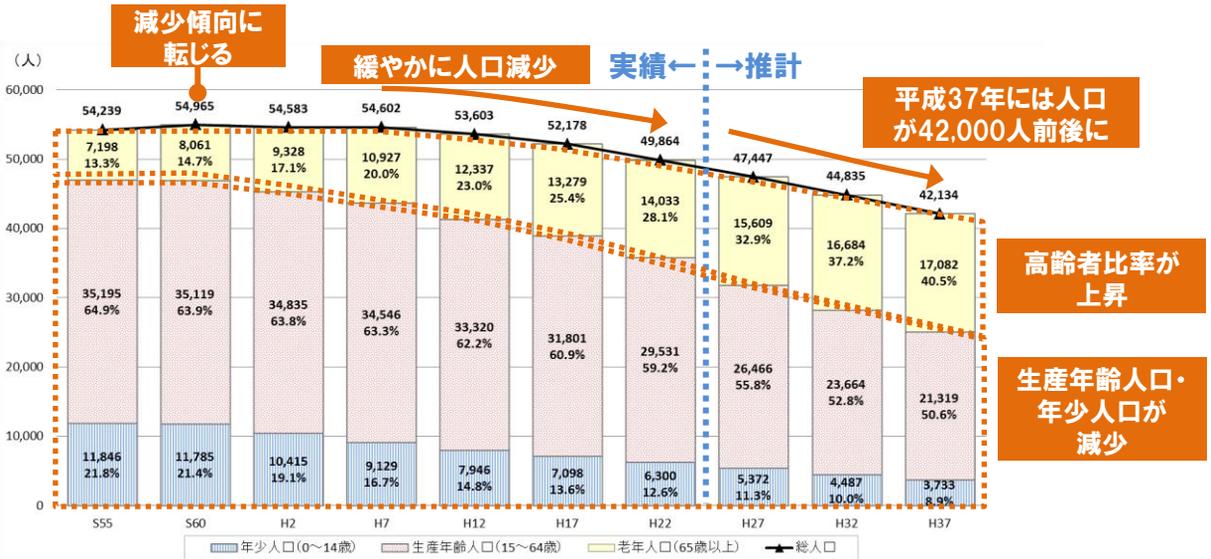
本紙はその概要版として、要点を掲載しています。

# 1 新都市の状況

## ■人口推移の状況

- 昭和55年の人口は54,239人（旧新都市、鳳来町、作手村の合計）で、昭和60年をピークに減少傾向に転じています。
- 年少人口割合は平成22年に12.6%であったものが平成37年には8.9%に、老年人口割合は平成22年に28.1%であったものが平成37年には40.5%になると見込まれており、人口減少・高齢化が一層進むと予測されています。

図：人口・年齢別人口構成の推移

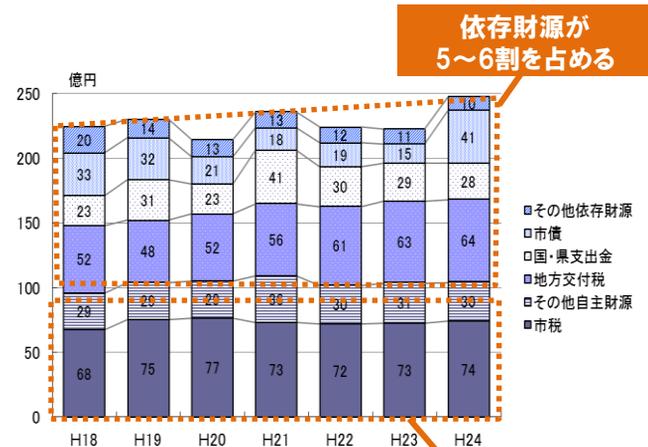


- ※ 実績値は、各年の国勢調査をもとに作成。外国人人口は含まない。
- ※ 推計値は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値(平成22年国勢調査をもとに平成25年3月に公表)をもとに作成。

## ■財務の状況

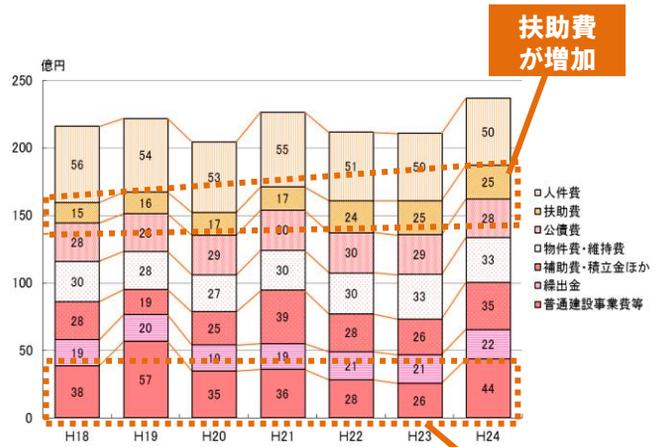
- 平成18年度から平成24年度にかけて、国・県支出金や地方交付税等の依存財源による歳入は、歳入全体の5~6割を占めています。健全な自治体経営を図るには、依存財源ではなく、自主財源の割合を大きくすることが重要です。
- 費目別に見ると、人件費は年々減少している一方で、扶助費は増加しています。将来一層の高齢化が進むことをふまえると、扶助費はさらに増加すると考えられ、財政状況を圧迫させる要因となることが想定されます。

図：歳入状況



将来の人口減により自主財源の確保は厳しくなることが想定される。

図：歳出状況



公共施設の維持・更新に充当できる予算は限られている。

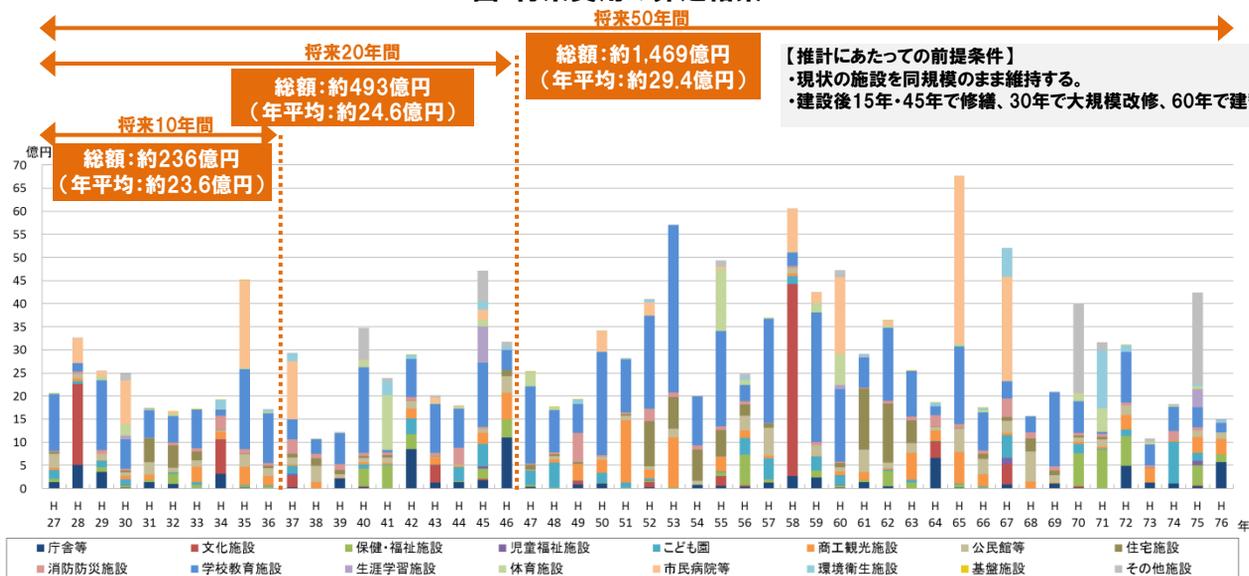
- ※ 普通会計による金額。
- ※ 総務省地方財政状況調査関係資料をもとに作成。



### 3 将来費用の算定

- 建築物の維持・更新にかかる将来費用を算出すると、将来50年間では平均約29.4億円、将来10年間では平均約23.6億円、将来20年間では、約24.6億円の費用がかかると推計されます。費用が突出する年度では70億円近くに達する結果となっています。
- 将来50年間における年度あたり平均費用は、最近7カ年度における公共建築物整備実績額の年度平均（一般会計約14.5億円）を上回る結果となっています。

図：将来費用の算定結果



### 4 公共施設の抱える課題

#### ① 利用率の低い施設が存在

本市の公共施設の利用率は、大半の施設において20%未満と低く、対応が必要です。

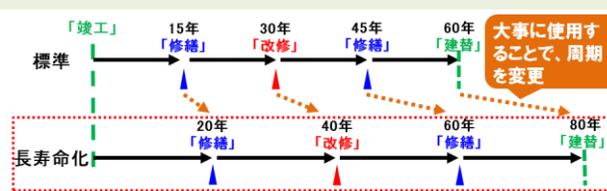
#### ② 休止施設の増加

- 学校や子ども園などの年少人口を対象にした施設を中心に、休止が相次いでいます。利用者数の減少と利用環境の質の低下（建物の劣化・陳腐化）による結果と考えられ、地区を問わず全市的に休止施設が存在しています。
- 建物の劣化・陳腐化によって休止した施設を再利用するためには、多額の改修費用が発生することが見込まれることを考慮しなければなりません。大半の休止施設において、老朽化及び劣化が進んでおります。

### 今後、公共施設の整備手法を検討していきます

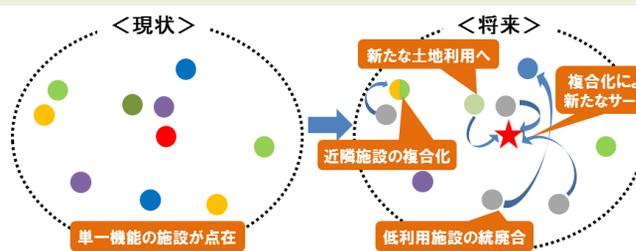
#### ① 施設の長寿命化

本市の公共施設は昭和50年代から平成初頭に整備された建物が多く、これらが耐用年数を迎える時期には建替により多額の費用が発生します。建物を大事に使用して長持ちさせる建物長寿命化に取り組むことにより、今後50年といったスパンにおける費用総額を削減することが可能となります。



#### ② 将来を見据えた機能転換や統廃合・防災対策を考慮した適正配置の実現

- 公共施設の利用実態に合わせて、施設の総量削減を図りつつ、存続する施設については既存スペースを可能な限り有効活用することが重要です。
- 地域ニーズ、利用実態に合わせて他の施設との複合利用や他の機能への用途変更を行うことで、現在のニーズに合った施設機能への最適化が図られます。また、複合化や用途変更により、これまでにない新たな市民サービスを実現できます。



# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	平成27年 3月26日	
担当課・室	総合政策部	
担当職・氏名	参事	滝川昭彦
連絡先(電話)	(0536) 23-7673	
連絡先(FAX)	(0536) 23-7296	
連絡先(Eメール)	seisaku@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市行政改革推進計画の策定について
----	--------------------

## 内容

平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする新たな行政改革推進計画を策定しました。計画策定にあたっては、昇 秀樹氏(名城大学都市情報学部教授)を委員長に、市民の有識者4名からなる新城市行政改革推進計画策定委員会を本年度5回開催し検討をしていただきました。

本計画では、行政改革推進のため、「新城市行政改革推進計画(集中改革プラン)の継承と発展」、「自立・持続可能な自治体経営」、「市民の政策参加、市民満足度の向上」の3点を行政改革の基本的な考え方として定めています。

また、行政改革へ取り組むにあたり次の8つの基本項目を掲げています。

- ・事務の効率化・事務事業の見直し
- ・民間委託の促進
- ・資産、施設の見直し
- ・市民自治と協働のまちづくりの推進
- ・人材育成
- ・他自治体との連携
- ・市民満足度の向上
- ・地方公営企業の健全経営

こうした基本項目に沿って各課が部局別計画シートを作成し、各部署の組織目標を職員全体で共有し、PDCAサイクルによる課題解決型の組織マネジメントを実現させながら、行政改革に取り組んでいきます。

今後は、推進計画を市ホームページで公開するなどし、行政改革の取組の「見える化」を図っていきます。

## ◎新城市行政改革策定委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	昇 秀樹	名城大学 都市情報学部教授
副委員長	長坂 富雄	新城市代表区長会 会長
委員	波田野 浩平	波田野法律事務所 弁護士
委員	熊谷 浩恭	熊谷浩恭税理士事務所 税理士
委員	山川 知佐子	愛知銀行 新城支店 支店長

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	平成27年 3月26日	
担当課・室	企画課	
担当職・氏名	課長	林 治雄
連絡先（電話）	(0536) 23-7621	
連絡先（FAX）	(0536) 23-7296	
連絡先（Eメール）	kikaku@city.shinshiro.lg.jp	

件名	第1次新城市総合計画後期基本計画の策定（基本計画の見直し）について
----	-----------------------------------

## 内容

平成27年2月19日に新城市総合計画審議会より答申を受け、別添のとおり第1次新城市総合計画後期基本計画の策定及びその概要版を作成しました。

今回見直しを行った後期基本計画は、基本構想（平成20～30年度）で示された考え方・内容を推進していくため、これまでの方針を踏襲しながら、人口減少や少子化・高齢化の進展に伴う福祉政策に対する負担、今後予定される大型事業に加え、公共施設の老朽化に伴う維持・更新による財政負担の増大、合併後10年が経過することによる合併算定替の交付税減額など、社会・経済情勢の変化に的確に対応していくものとして策定しました。

計画策定について、「まちづくりの分野」となる第4章の基本計画（まちづくり編）で社会経済環境の動向や変化に対応した施策・事務事業の見直しを行い、「行政経営の分野」では、第5章の基本計画（行政経営編）で現状を踏まえた見直しを行い策定しました。

### 【第1次新城市総合計画の計画期間】

平成20年度から平成30年度までの11年度間の計画

（後期基本計画は、中期基本計画の4年度間に続く4年度間）

※第1次総合計画基本構想に市長の任期ごと（4年に1回）を原則に見直しの時期があらかじめ定められています。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基本構想	← 11年間 →										
基本計画	← 前期（3年間） →			← 中期（4年間） →				← 後期（4年間） →			
実施計画	← 実施計画Ⅰ →			← 実施計画Ⅱ →				← 実施計画Ⅲ →			

○後期基本計画期間で特に配慮する課題（概要版 p.1）

本計画においては、審議会等の市民の意見を踏まえ、次の点について特に配慮すること

# 報道機関発表資料

としています

## (1) 人口定住を図ること

◎第1次総合計画では、平成30年の目標人口は5万人であり、多彩な施策を動員して、住み続けたくなり、住みたくくなるようなまちづくりを推進します。

◎若者に目を向けた施策や魅力ある居住のための支援、雇用の場づくりなどを積極的に推進します。

## (2) 魅力ある商店街の形成などの地域産業の活性化を図ること

◎他都市にない特性を養い、地域における生活を支える拠点としても、多様な主体による活性化を促します。

◎雇用の創出、地域活性化に向けた協働体制の整備など、地域産業の総合的な振興を推進します。

## (3) 地域における効果的な活動を支援、検討すること

◎地域自治区などの地域でできること、地域がお互いに連携できること、地域と市民グループや事業者が連携してできることを支援します。

◎緑豊かな自然と地形を活かしたアウトドアスポーツイベントをうまく活用し、経済界や地域との連携、人の活動などを活かして地域の活性化を図ります。

## ○施策体系別の主な事業【第4章、第5章】(概要版 p.5～p.7)

後期基本計画 施策・事業数 (再掲事業を含む)

・まちづくり編	合計	4戦略	64施策	397事業
・行政経営編	合計	4ビジョン	18施策	60事業

(参考)基本計画見直し審議の経過

第1回(審議会)	平成26年6月11日(水)	委員委嘱、会長・副会長選任、市民部会委員選出 など
第2回(審議会)	平成26年9月5日(金)	市民満足度調査の集計・分析結果、後期基本計画素案について
第3回(審議会)	平成26年11月7日(金)	第2回審議会における意見概要、後期基本計画案について
第4回(審議会)	平成27年1月20日(火)	パブリックコメントの実施結果、答申案について
第1回(市民部会)	平成26年7月22日(火)	委員長・副委員長選任、第1回テーマ「地域の防災組織の充実」に関する担当課との情報交換について など
第2回(市民部会)	平成26年8月26日(火)	第1回テーマに関する意見調整・確認、第2回テーマ「産業(第2次・第3次)の振興」に関する情報交換 など
第3回(市民部会)	平成26年10月7日(火)	第2回テーマに関する意見調整・確認、第3回テーマ「にぎわいの創出と交流人口対策」に関する情報交換 など
第4回(市民部会)	平成26年12月2日(火)	第3回テーマに関する意見調整・確認、第4回テーマ「窓口サービスの応対」に関する情報交換 など
第5回(市民部会)	平成27年1月13日(火)	答申案に関する最終の意見調整
答申	平成27年2月19日(木)	新都市総合計画後期基本計画及び施策・事務事業の成果測定と評価について(答申)

※総合計画審議会は、新都市総合計画審議会条例に基づき、市長の諮問に応じて総合計画に関する事項及び進捗について調査審議し、その結果を市長に答申するために設置しています。今年度、新たに「総合計画審議会」を組織し、後期基本計画(計画期間：平成27年度から平成30年度)の素案検討や審議、進捗管理などを行いました。審議会委員は公募市民を含め20人(うち8人が市民部会委員)で構成しています。

## 基本計画（行政経営編）

◎基本構想の「行政経営の基本方針」で示した市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営への転換を進めるため、4つの経営資源ごとの経営ビジョンで示した取り組みの方向や個別目標を施策として体系化し、主な事業を示します。

### 経営ビジョン

#### 取り組みの方向（政策）

目標が達成された姿（最終成果目標）	個別目標（施策）	主な事業
-------------------	----------	------

### 1 財政ビジョン

#### 1 財政基盤の充実化

1 持続可能な経営がされている	1 財源の確保に努めます	財政健全化推進、ふるさと納税推進など
	2 負担の適正化・資産の活用を進めます	公共施設マネジメント推進、地域集会所移管など

#### 2 歳出構造の改善と財政運営の健全化・効率化

2 ムダのない経営がされている	1 財源配分・予算編成を見直します	ザイセイの話発行、マネジメント予算編成など
	2 歳出の抑制に努めます	プライマリーバランスの黒字維持、人件費（諸手当）見直しなど

### 2 行政改革ビジョン

#### 1 市民との協働の推進

1 市民とともに歩む経営がされている	1 市民参加の機会を示します	総合計画審議会運営
	2 行政手続きを明確にします	例規集等整備、市長への提言など
	3 市民自治を進めます	地域計画策定支援、自治基本条例運用など

#### 2 事務事業の見直しと行政評価制度の導入

1 市民に分かりやすい経営がされている	1 行政評価制度を導入します	事務事業評価システム運用など
---------------------	----------------	----------------

#### 3 組織機構の見直しと定員管理の適正化

1 責任が明確で効率のよい組織となっている	1 組織機構の見直しを進めます	権限移譲に対応した組織づくりなど
	2 適正な定員管理を進めます	人事・給与システム更新など

#### 4 民間委託の推進と第三セクター、地方公営企業の健全経営

1 質の高い事務と施設管理がされている	1 民間委託を進めます	指定管理者制度推進
---------------------	-------------	-----------

### 3 人材育成ビジョン

#### 1 人材の確保と育成

1 高い成果を生み出す職員を増やす	1 優秀な人材を確保します	職員採用
	2 人材を育成します	職員研修など

#### 2 職員のやる気が活かされる人事制度の構築

1 職員の能力が発揮できる経営がされている	1 能力に応じた適正評価等を進めます	自治人事制度構築、人事評価反映
-----------------------	--------------------	-----------------

#### 3 人材育成のための環境整備

1 人材を育成する環境が整っている	1 人材を育てる職場をつくります	勤務体制検討
-------------------	------------------	--------

### 4 情報ビジョン

#### 1 市民との情報共有・情報交換の推進

1 市民との情報共有・情報交換が盛んに進められている	1 情報の発信と共有を進めます	広報活動、市政番組編成など
	2 市民ニーズを把握します	市政報告・懇談会、市政モニターなど

#### 2 情報技術を活用した行政サービスの充実

1 情報技術により行政サービスが向上している	1 情報技術によるサービス向上を進めます	公図デジタル化、学校教育支援システムの充実など
------------------------	----------------------	-------------------------

■問い合わせ先■ 第1次新城市総合計画基本計画（後期）「概要版」 平成27年3月

企画：編集 新城市企画部企画課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船6-1 TEL.0536(23)1111(内線192) FAX.0536(23)7296 E-mail kikaku@city.shinshiro.lg.jp

# 第1次 新城市総合計画

## 基本計画（後期）－平成27年度～平成30年度－

### 概要版



市の営業部長「のんすけ」

### 1 新城市総合計画後期基本計画とは

◎本市は、平成19年度に新生・新城市としてめざすべきビジョンを打ち立て、『第1次新城市総合計画～山の湊しんしろ経営戦略プラン～』を策定しました。

◎「第1次新城市総合計画」は、平成20年度から平成30年度までを計画期間としていますが、合併後10年が経過することなど、社会・経済情勢の変化に的確に対応することが必要です。

◎このため、平成27年度から総合計画の残りの期間である平成30年度までの4年度間となる後期基本計画を策定して、市民と共有することができる計画として、市民とともにまちづくりの推進を図ります。

### 将来像 「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」

#### 総合計画の期間

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
基本構想	第1次 新城市総合計画 基本構想 (11年)																	
基本計画	前期基本計画					中期基本計画					後期基本計画							
実施計画	実施計画 I					実施計画 II					実施計画 III							
市長任期	マニフェスト				マニフェスト				マニフェスト				マニフェスト					
市民調査 (進捗度・満足度)	★				★				★				★					
	前期成果目標				中期成果目標				後期成果目標									
計画の見直し時期						(1年) 中期基本計画 (1年) 実施計画 II					(1年) 後期基本計画 (1年) 実施計画 III					基本構想 (2年半) ・基本計画 ・実施計画		
	第2次 総合計画																	



新城市

## 2 総合計画後期基本計画策定にあたっての基本的な考え

### (1) 第1次新城市総合計画基本構想を推進

第1次総合計画を推進するため、新東名時代にまちづくりを飛躍発展させるための施策を推進します。

### (2) 市長第3期マニフェストを反映した施策・事務事業を登載

市長マニフェストを「4つの基本戦略」、「行政経営の基本方針」や主な事業に反映します。

### (3) 人口減少や急速に進む高齢化、少子化への対応

少子・高齢化社会への対応などの課題解決のために、地域特性や優先度などを勘案し重点的に施策を展開します。

### (4) 厳しい財政状況を見通した、適正な公共サービスへの対応

市民にわかりやすく効率的かつ実効性のある計画となるよう、財源の裏付けを持たせ、事務事業の重点化を行い、まちづくりの進行管理を行います。

## 3 総合計画後期基本計画策定の背景

- ◎平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東北地域沿岸部を中心とする未曾有の津波被害や原子力災害が発生し、災害・減災対策への関心の高まり。
- ◎世界的な金融危機の影響による欧州などでの財政危機や、我が国の TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)への参加など、グローバル化が一層進展。
- ◎有識者等から成る日本創成会議が発表した2040年の「消滅可能性都市」に本市も該当。ますます、住み続け、住みたくくなるような地域づくりが必要。
- ◎地域自治体制度と自治基本条例の運用が開始され、市民活動の充実や、さらなる定着が必要。
- ◎東三河広域連合の設立により、事業を広域行政で行うことも可能。
- ◎平成27年度には、東西の結節点としての機能に期待が寄せられる新たな国土軸である新東名高速道路の新城インターチェンジが開設される予定。



## 4 後期基本計画期間で特に配慮する課題

### (1) 人口定住を図ること

◎第1次総合計画では、平成30年の目標人口は5万人であり、多彩な施策を動員して、住み続けたくなり、住みたくくなるようなまちづくりを推進します。

◎若者に目を向けた施策や魅力ある居住のための支援、雇用の場づくりなどを積極的に推進します。

### (2) 魅力ある商店街の形成などの地域産業の活性化を図ること

◎他都市にない特性を養い、地域における生活を支える拠点としても、多様な主体による活性化を促します。

◎雇用の創出、地域活性化に向けた協働体制の整備など、地域産業の総合的な振興を推進します。

### (3) 地域における効果的な活動を支援、検討すること

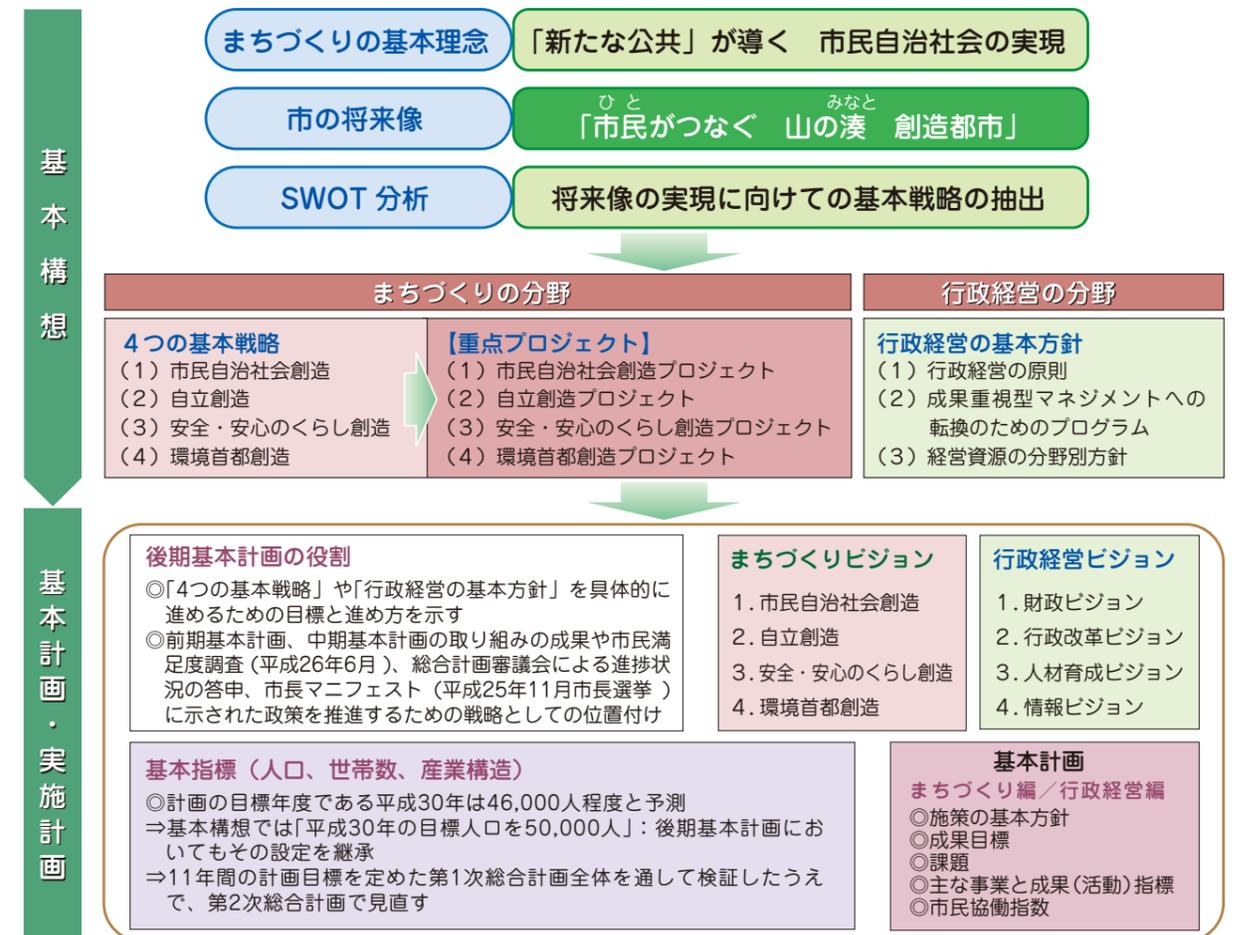
◎地域自治体などの地域でできること、地域がお互いに連携できること、地域と市民グループや事業者が連携してできることを支援します。

◎緑豊かな自然と地形を活かしたアウトドアスポーツイベントをうまく活用し、経済界や地域との連携、人の活動などを活かして地域の活性化を図ります。

- 新城市らしいひと・もの・しごとを創り、新城の良さや特性を積極的に市民とともに内外に発信
- 「自治のまち・自立のまち・未来に引き継ぐまち」として「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」という姿を仕上げる意気込みを持って本計画を推進

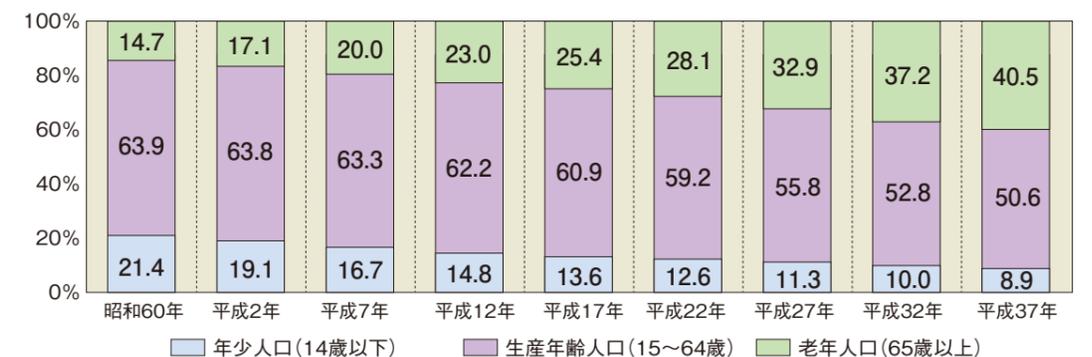
## 後期基本計画の役割と構成

### 第1次新城市総合計画



### 年齢3区分の人口推移と推計

区分	実数値						推計値		
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
年少人口(14歳以下)	11,785	10,415	9,129	7,946	7,091	6,300	5,372	4,487	3,733
生産年齢人口(15~64歳)	35,119	34,835	34,546	33,320	31,769	29,531	26,466	23,664	21,319
老年人口(65歳以上)	8,061	9,328	10,927	12,337	13,266	14,033	15,609	16,684	17,082
計	54,965	54,578	54,602	53,603	52,126	49,864	47,447	44,835	42,134



※平成22年までの実数値は、国勢調査結果を基にしています。

## まちづくりビジョン

### (1) 市民自治社会創造

- ◎地域内の多様性を互いに認め合う市民の一体感の醸成や、価値観の共有をめざした地域内交流を進めます。
- ◎まちづくりの担い手の育成や地域計画の策定、地域自治組織、行政組織の見直しなどを市民の視点で進める「真の市民自治社会」の創造をめざします。



新城 IC の鳥瞰図

### (2) 自立創造

- ◎新東名高速道路や三遠南信自動車道の開通、新城インターチェンジ開設などを追い風に、豊かな地域資源を活かした魅力ある産業の創造と労働、定住人口の確保に努めます。
- ◎農林業を生命産業として再構築するための取り組みや企業誘致、新たな起業、商業の活性化を進めるため、各産業分野間の連携体制の強化を進めます。

### (3) 安全・安心の暮らし創造

- ◎子どもからお年寄りまで、すべての人が日々健やかに過ごすことのできる暮らしは、市民生活の根幹です。
- ◎市民ニーズの高い喫緊の課題として、地域医療体制の確立と緊急時及び休日・夜間救急医療体制を強化します。

### (4) 環境首都創造

- ◎社会経済活動における環境への負荷を減らす試みに加え、市民の一人ひとりが日々の暮らしの中で地球に優しい暮らしを実践することを進めます。
- ◎本市の豊かな自然環境や風土をキャンパスに、環境に軸足を置いた市民活動、行政活動を、地域の連携を踏まえながら広域的に展開します。

## 【基本構想で示した4つの基本戦略の柱となる市の重点プロジェクトを継承】

### ●「市民自治社会創造プロジェクト」

- ア 「地域計画」の策定・地域活動の支援
- イ 市職員「地域担当制度」の導入
- ウ 地域内分権と行政区の再編
- エ 行政情報の共有

### ●「自立創造プロジェクト」

- ア 新城 IC 周辺地区整備と産業振興・魅力ある商店街づくり
- イ 情報通信基盤を活用した地域間競争力の向上
- ウ 労働・定住人口の確保

### ●「安全・安心の暮らし創造プロジェクト」

- ア 地域医療体制の確立
- イ 地震防災対策と消防力の強化
- ウ 子育て支援の充実
- エ 高齢者・障害者の社会参加の促進

### ●「環境首都創造プロジェクト」

- ア 環境育成型市民自治社会の実現
- イ 環境の保全と共生への取り組み
- ウ 環境負荷の低減と循環型社会の構築



作手高原宅地分譲「長者平団地」

## 行政経営ビジョン

### 【行政経営における環境の視点】

- ◎持続可能な社会が成り立つために、環境の視点である「低炭素」・「循環」・「自然共生」に加え、「安全安心」の視点も併せて、減災・危機管理を検討します。
- ◎環境育成型市民自治社会を進める「エコガバナンス（環境連携構築事業）」を始め、「エコアクション（環境活動改善事業）」、「エコオフィス（環境行動配慮事業）」、再生可能エネルギー導入などの「エコイノベーション（環境地域創造事業）」等の取り組みを推進します。
- ◎全ての施策や事務事業を「持続可能な地域社会の構築」の視点から再点検し、地球生態系の持続に向けた地域活動への提言と市民が主体的に地域自治に関わる仕組みづくりを支援します。



長篠こども園の太陽光パネル

#### <具体的な取り組み>

- ア 実施体制のしくみづくり：総合計画の各事務事業において環境の視点をチェックすることなど
- イ 地球温暖化対策の推進／ウ 環境基本計画の推進／エ 生物多様性地域戦略の策定に向けた取り組み
- オ ESD(持続可能な開発のための教育)の推進／カ 自然エネルギーの積極的な導入

### 【1 財政ビジョン】

- ◎市民生活の安定を図りつつ着実な事業実施を推進するために、経営資源の有効活用、事業の選択を行い集中的な資源投下を実施します。

#### <健全で持続可能な財政運営と総合計画事業の着実な実行に向けた取り組み>

- 財政基盤の充実・強化
- 歳出構造の改善と財政運営の健全化・効率化

### 【2 行政改革ビジョン】

- ◎「新城市行政改革推進計画」により、限られた行政資本（ヒト・モノ・カネ）の中で、増大する事業に対しては「選択」と「集中」によりスリム化を図り、質の高い行政サービスの提供をめざして引き続き行政改革に取り組みます。

#### <取り組みの方向>

- 引き続き行政改革に職員全員で積極的に取り組み、効果を市民に公表
- 市民の政策参加と市民満足度の向上を図るため、情報開示や市民が主役のまちづくりを推進
- 各部署の組織目標を職員全体で共有し、PDCA サイクルによる課題解決型の組織マネジメントを実現

#### ◎基本項目

- ア 事務事業の効率化・事務事業の見直し／イ 民間委託の推進／ウ 資産、施設の見直し
- エ 市民自治と協働のまちづくりの推進／オ 人材育成／カ 他自治体との連携
- キ 市民満足度の向上／ク 地方公営企業の健全経営

### 【3 人材育成ビジョン】

- ◎新城市人材育成基本方針に基づく職員の育成を推進します。

#### <求められる職員像>

- 市民価値（市民自身が評価する行政サービスの総体的価値）を高めることができる職員
- 職員として備えるべき視点：経営的な感覚を持ち、効率的な行政運営を行う職員／市民とともに考え、協働によるまちづくりを進める職員／市民の安全・安心をまもる職員

#### <取り組みの方向>

- ア 人材の確保と育成／イ 職員のやる気が活かされる人事制度の構築／ウ 人材育成のための環境の整備

### 【4 情報ビジョン】

- ◎安心して暮らせる地域社会を創造していくために、市民、事業所、行政が ICT（情報通信技術）を活用し、互いに持つ情報資源を共有し、協働することによって支え合い、課題解決に取り組みます。

#### <取り組みの方向>

- ア 市民との情報共有・情報交流の推進：行政情報の公開、広報活動の充実、広聴活動の充実
- イ ICT（情報通信技術）を活用した行政サービスの推進：自治体クラウドの整備、電子市役所の推進、地域情報通信基盤の利活用、災害に強く安心・安全な市民生活の実現、行政事務の高度化・効率化の推進、地域の絆と活力あるまちづくりの推進

## 基本計画（まちづくり編）

◎限られた財源の中で効率的な行財政運営をめざし、明確な目標を示し、市民にわかりやすく効率的かつ実効性のある計画となるよう、財源の裏付けを持たせ、進行管理を行います。

### 基本戦略

#### 戦略の方向（政策）

目標が達成された姿（最終成果目標）	個別目標（施策）	主な事業
-------------------	----------	------

### 1 基本戦略 市民自治社会創造

#### 1 市民と行政が協働する「山の湊」を創る

1 市民参加や協働がしやすい環境が整っている	重点	1 まちづくりの協働体制を整備します	市民協議会開催、若者政策推進など
	重点	2 情報の発信と共有を進めます	広報活動、ホームページ運用など
	重点	3 市民ニーズを把握します	市政モニター、市政報告懇談会など
2 広域連携・交流が進んでいる		1 広域連携・交流を進めます	広域行政、東三河市民活動推進

#### 2 市民が主役の「山の湊」を創る

1 市民が主体的に地域の課題を解決しようとしている	重点	1 市民活動を応援します	地域おこし協力隊運営、めざせ明日のまちづくりなど
	重点	2 地域内分権の担い手を組織します	地域自治体設置運営、自治振興事務所長市民任用
2 市民同士の交流や融和が進んでいる		1 市民交流を進めます	市文化、市民スポーツ振興、DOS地域再生など
3 男女共同参画の意識が浸透している		1 男女共同参画社会をつくります	男女共同参画プラン推進、悩みごと相談など
4 国際化への対応が進んでいる		1 多文化共生を進めます	多文化共生
		2 国際交流活動を応援します	市民・高校生海外交流、市国際交流協会支援

### 2 基本戦略 自立創造

#### 1 地域の魅力を発信する「山の湊」を創る

1 市内に多くの人々が訪れている	重点	1 地域資源を活かした観光戦略を進めます	観光のまち新城PR、観光基本計画推進など
		2 観光施設を有効に活用します	観光施設等整備、道の駅管理など
2 光ファイバネットワークを活用した情報の受発信が盛んである	重点	1 利用可能な情報システムの拡大を進めます	地域情報通信基盤管理
	重点	2 光ファイバネットワークを有効に活用します	電子自治体推進、住民情報システム導入など

#### 2 活気や賑わいを生み出す「山の湊」を創る

1 森林が適正に管理され、林業が営まれている	重点	1 森林の保全・整備を進めます	市民参加の森づくり、森の未来づくりなど
		2 林業生産活動を応援します	森林資源調査・研究、人材育成など
		3 林業基盤の整備を進めます	林道の開設・改良・舗装、道整備交付金など
2 地産地消や消費者交流など、生命をつなぐ魅力ある農業が営まれている	重点	1 農業生産物の消費拡大を進めます	地産地消・食育普及活動
		2 農業生産活動を応援します	担い手育成総合支援、有害鳥獣対策など
		3 農業基盤の整備を進めます	県営農地環境整備、多面的機能支払交付金など
3 まちに賑わいと働く場が確保されている		1 魅力ある商店街づくりを応援します	商工業等活性化支援、中心市街地活性化推進対策など
	重点	2 企業誘致を進め、雇用を確保します	企業立地推進、新規雇用創出など
		3 がんばる中小企業を応援します	小規模事業者支援、起業支援
		4 地域産業振興政策を進めます	地域産業総合振興条例策定

#### 3 人が集い暮らす「山の湊」を創る

1 快適に移動できる交通体系が整備されている	重点	1 公共交通網の整備と利用向上を進めます	公共バス運行
		2 道路網の整備を進めます	道路の改良・舗装、道整備交付金など
2 快適に暮らせるまちになっている		1 活気がある市街地をつくります	石田・平井地区市街地整備など
		2 安全な水を届けます	上水道・簡易水道の拡張・設備改良など
		3 下水を処理し水環境を守ります	地域下水道・公共下水道管理、長寿命化計画策定など
		4 公園、墓園の整備を進めます	都市公園整備、斎苑管理など
	重点	5 良質な住宅の整備を進めます	住宅地整備支援、住宅耐震化促進など
		6 生活環境を保全します	一般公害対策、産廃施設等周辺環境調査など
		7 移住・定住を進めます	空き家利活用、まち・ひと・しごと事業、地域創生、結婚支援

### 基本戦略

#### 戦略の方向（政策）

目標が達成された姿（最終成果目標）	個別目標（施策）	主な事業
-------------------	----------	------

#### 4 地域の文化と人を育む「山の湊」を創る

1 歴史文化財が継承・活用されている		1 歴史文化財を継承します	長篠城址史跡保存整備、作手歴史民俗資料館改修など
		2 歴史文化財・伝承文化等の紹介・活用を進めます	歴史資料館等の運営、文化財保護など
2 子どもが健やかに育っている		1 確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます	学校施設の整備、いじめ対策、不登校対策など
		2 地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます	青少年健全育成、共育推進
3 いつでも学べる場が用意され、文化・スポーツ活動が盛んに行われている		1 市民文化活動を応援します	市民文化講座開設、地域文化広場改修など
		2 市民スポーツ活動を応援します	スポーツ団体支援、鬼久保ふれあい広場整備など
		3 生涯学習活動を応援します	生涯学習支援、図書館など

### 3 基本戦略 安全・安心の暮らし創造

#### 1 健康に暮らせる「山の湊」を創る

1 地域の医療体制が整っている	重点	1 病院・診療所の体制を整えます	休日・夜間救急医療対策、医師確保など
	重点	2 地域医療の連携を進めます	地域医療連携システム導入など
2 みんなが健康づくりに努めている		1 予防医療を進めます	健康診査、訪問指導、予防接種など
		2 健康づくりを応援します	健康教育、出前健康講座開催など

#### 2 みんなで支え合う「山の湊」を創る

1 地域で子育てを応援する意識が広がっている	重点	1 子ども生む環境を整えます	すこやか子育て、母と子のすくすく健診など
	重点	2 子ども育てる環境を整えます	子ども医療費助成、子ども・子育て支援など
	重点	3 保育ニーズに対応する保育サービスを進めます	放課後児童対策、ファミリーサポートなど
2 だれもが生きがいをもち、社会に参加している	重点	1 地域内福祉・相互扶助活動を進めます	相談支援、生活困窮者自立支援など
		2 高齢者の生きがい対策を進めます	介護予防、地域包括ケアモデルなど
		3 障害者の自立を支援します	障害者福祉計画策定・推進、精神障害者医療費助成など

#### 3 安全に暮らせる「山の湊」を創る

1 災害に強いまちづくりができています	重点	1 地震・防災対策を進めます	庁舎建設、災害時要援護者支援など
	重点	2 災害対策能力を強化します	自主防災組織防災活動援助、防災ボランティア活動など
	重点	3 消防体制を強化します	消防車両整備、消防団備品等整備など
2 地域ぐるみの安全対策が進んでいる		1 防犯活動を進めます	地域安全灯設置費補助、防犯カメラ設置など
		2 交通安全対策を進めます	交通安全対策
		3 消費者支援活動を進めます	消費者行政
3 ペット動物の愛護管理対策が進んでいる		1 犬の愛護管理対策を進めます	狂犬病予防

### 4 基本戦略 環境首都創造

#### 1 環境首都「山の湊」を創る

1 環境への理解が浸透している		1 地域の環境を学びます	ジオパーク構想推進、新城自然誌発行など
		2 地域の環境を調査し紹介します	エコアクション推進、鳳来寺山自然科学博物館運営
2 良好な自然環境が保全されている		1 農村環境を保全します	中山間地域等直接支払、多面的機能支払交付金
		2 森林環境を保全します	水源林対策、森林資源調査・研究など
		3 水辺の環境を保全します	水質浄化・管理など
3 地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している	重点	1 循環型社会への取り組みを進めます	エコガバナンス推進、エコオフィス推進（環境行動配慮）など
		2 廃棄物の適正処理を進めます	クリーンセンター整備、埋立処分場整備など

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	平成27年 3月26日	
担当課・室	産業政策課	
担当職・氏名	課長	川合教正
連絡先(電話)	(0536) 23-7607	
連絡先(FAX)	(0536) 23-1123	
(メールアドレス)	sangyoseisaku@city.shinshiro.lg.jp	

件名	2015 全国さくらシンポジウム in 奥三河の大会運営等について
----	-----------------------------------

## 内容

2015 全国さくらシンポジウム in 奥三河の大会運営等について

- 平成27年4月2日(木) シンポジウム 文化会館  
交流会 新城観光ホテル 本館  
4月3日(金) 現地見学会 新城・設楽・東栄・豊根4コース

### ○参加予定者数

日本花の会関係者 300名  
一般参加者 300名  
大会関係者 200名 (うち高校生ボランティア 50名、出演者 50名)

### ○主な出席者(予定)

愛知県知事、愛知県議会議員(地元選出)  
奥三河4市町村長、公益財団法人 日本花の会 理事長

### ○前回開催地

熊本県菊池市副市长ほか

### 次期開催地

東京都江戸川区長、2016 全国さくらシンポジウム in 江戸川実行委員会 会長ほか

詳細は、当日プログラム等参照

# 記者発表資料

(新城市)

提出日	平成27年3月26日	
担当課・室	市民福祉部 福祉課	
担当職・氏名	課長	田中 秀典
連絡先(電話)	(0536) 23-7615	
連絡先(FAX)	(0536) 23-2002	
連絡先(Eメール)	fukushi@city.shinshiro.lg.jp	

件名	「新城市第2次地域福祉計画」策定について
----	----------------------

## 内 容

地域福祉計画は、住み慣れたこの地域で安心して暮らしていくことができる社会を実現するため、市民や地域、福祉活動団体などの多様な主体と行政が協働し、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

新城市第2次地域福祉計画は、平成22年度に策定した現行計画について見直しと評価を行い、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として策定しました。

第2次計画においては、計画期間中の毎年度の評価や進捗状況について進行管理を行う組織を設置し、計画を更に推進します。

## 別添資料

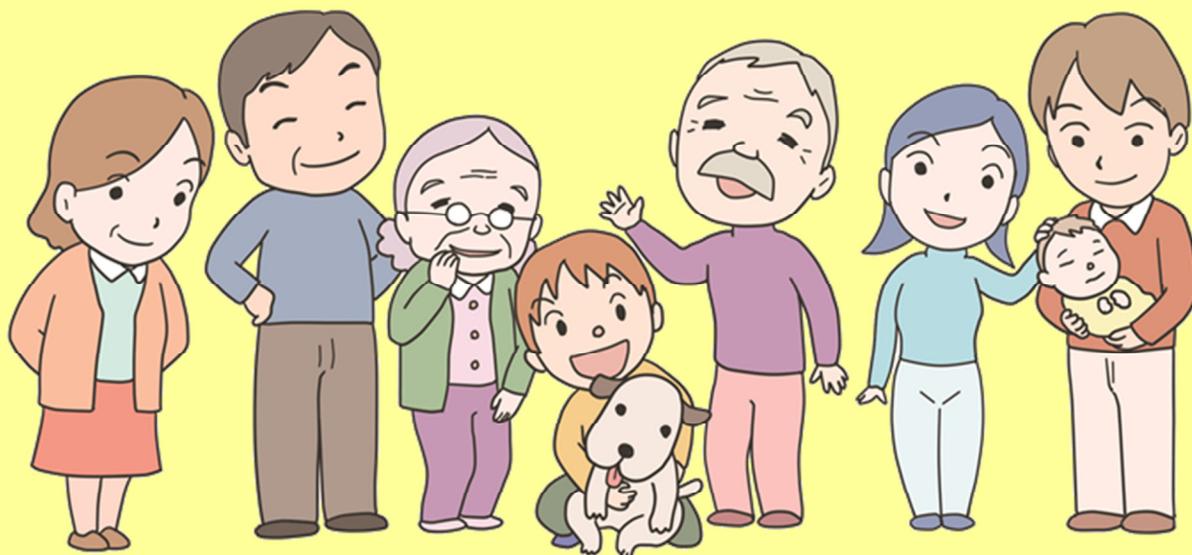
- 新城市第2次地域福祉計画概要版

# 新城市第2次地域福祉計画

概要版

計画期間

平成27年度 >>> 平成31年度



平成27年3月

新城市

## 1 策定の趣旨

私たちを取り巻く社会環境は、少子・高齢社会の進展や地域の連帯感の希薄化などにより、大きく変化しています。また、社会的な配慮が必要な高齢者や障がい者が増加していることに加え、青少年や中年層においても、生活不安やストレスの増大を原因とする新たな社会問題も出てきています。

こうした中、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助け合う関係やその仕組みづくりを行う「地域福祉」という考えが改めて重要になっています。

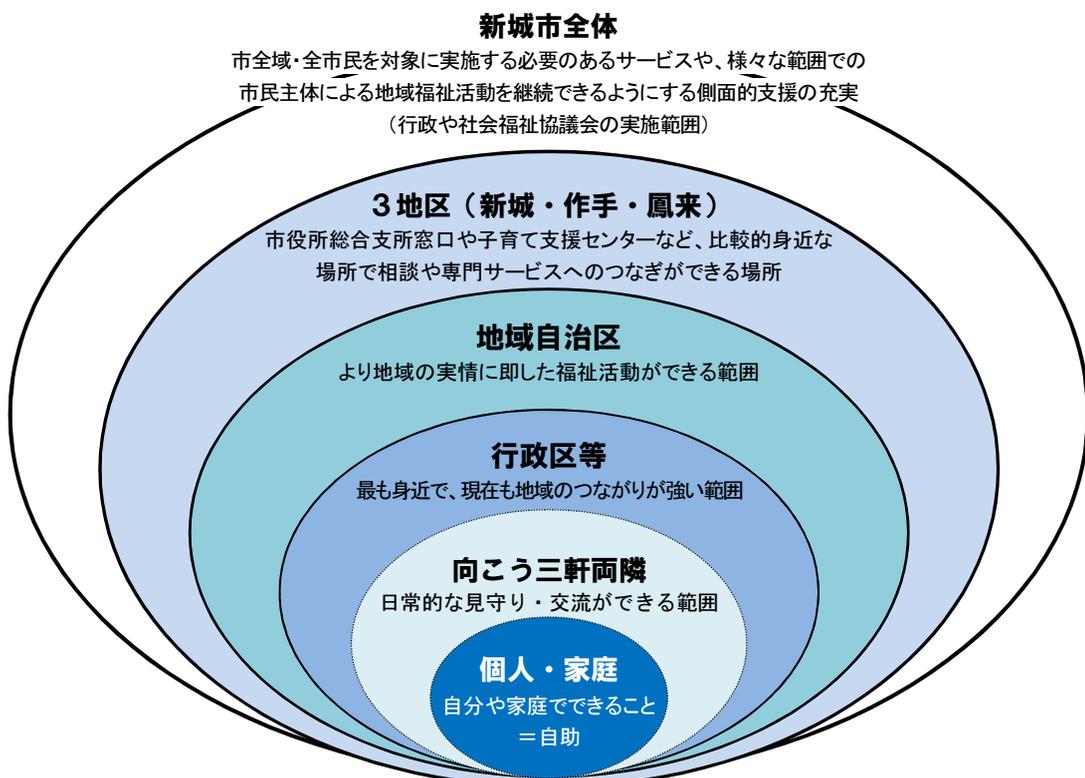
本計画の策定にあたっては、これまでの本市の地域福祉の取り組みについて評価を行い、そこから見える課題への対応を図ることで一層の地域福祉の推進をめざします。

## 2 地域福祉の基本的な考え方

「地域福祉」は、それぞれの地域において安心して暮らせるよう、地域住民や福祉関係者、行政がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組むという考え方です。

社会福祉法には、地域住民、福祉関係者等が相互に協力して、地域福祉の推進に努めるように定められています。

多様な主体による福祉活動は、その取組内容やサービス内容によって、さまざまな形態があり、「地域」の範囲も多様であると考えられ、下図のように、市全体がいくつもの層によって重層化されることで、相互に連携し、福祉活動が活発化すると考えます。



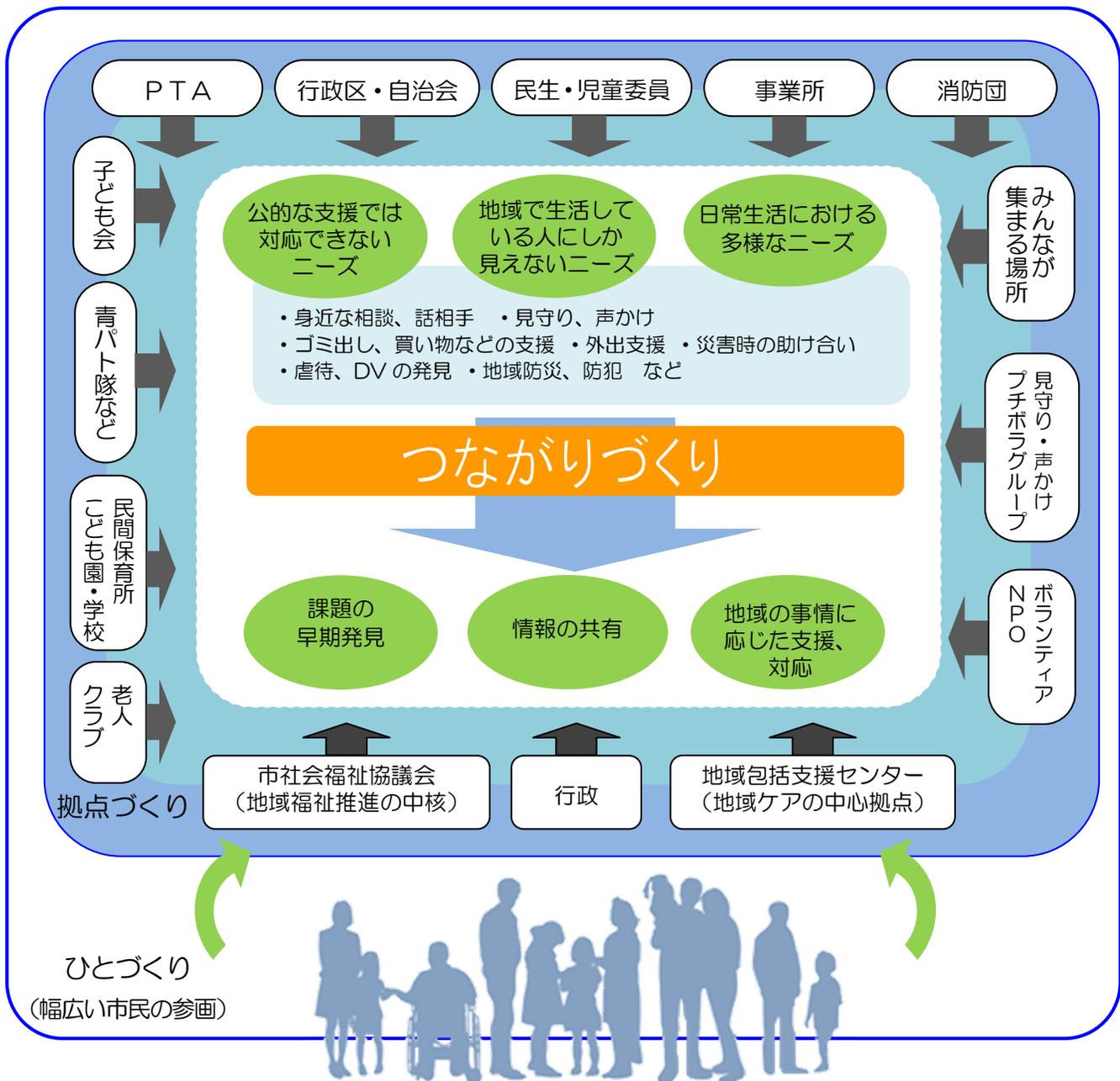
### 3 計画の基本理念

第1次計画では地域の困りごとに対し、身近な地域で多様な主体のネットワークによって解決する仕組みづくりに取り組んできました。

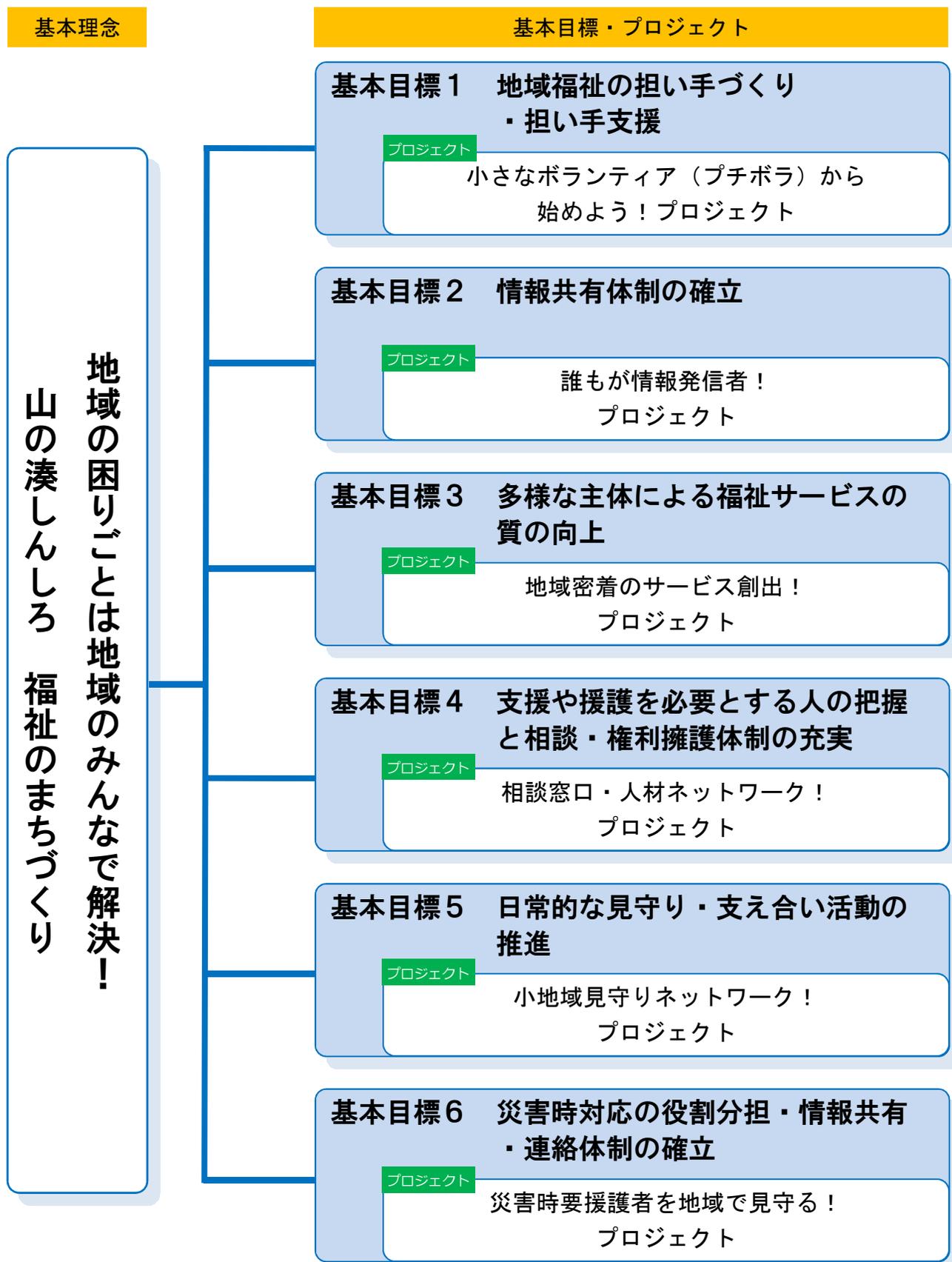
第2次計画においては、地域福祉の一層の推進を図るため、身近な困りごとを解決するネットワーク力の向上を図り、誰もが自分らしく、安心して幸せに暮らしていけるまちづくりを目指し、以下のような基本理念とします。

## 地域の困りごとは地域のみんなで解決！ 山の湊しんしろ 福祉のまちづくり

【地域福祉推進イメージ】



## 4 施策体系



※プロジェクトとは…課題や目標にあわせて、関係者の取り組みを一体化したものであり、このプロジェクトそのものが、“新城市の地域福祉”です。

## 5 地域福祉の推進

### 基本目標 1 地域福祉の担い手づくり・担い手支援

ボランティア活動について情報提供を行ったり、ボランティアの養成を行うなど新たな地域福祉の担い手づくりに取り組みます。また、地域福祉活動に取り組む人や団体の活動を支援し、活動の一層の推進を図ります。

#### 地域のみんで進めるプロジェクト

#### 小さなボランティア（プチボラ）から始めよう！プロジェクト

- ①プチボラの意識を広めるとともに、短い時間で体験可能なボランティア活動の機会を増やします。
- ②地域で活躍している個人ボランティアや団体の活動を積極的に紹介します。
- ③継続的に生涯を通じてボランティア活動ができるように支援していきます。



### 基本目標 2 情報共有体制の確立

支援を必要とする人の状況や地域の状況を把握するために意見交換の場を設け、情報共有や把握した情報を適切に発信し、地域の課題解決に向けた取り組みを推進します。

#### 地域のみんで進めるプロジェクト

#### 誰もが情報発信者！プロジェクト

- ①市民からの情報発信の機会を増やします。
- ②福祉関係者からの情報発信力を高めます。
- ③身近な地域での活動で、福祉サービス等に関する情報提供や情報交換の機会を増やします。



### 基本目標3 多様な主体による福祉サービスの質の向上

地域福祉は多様な主体が担っており、これらの主体が相互に連携を図ることで、より効果的に福祉サービスを提供することができます。それぞれの主体が質の高い福祉サービスの提供に向けて取り組むとともに、関連するさまざまな主体が集まる会議等を通じて連携を図り、効果的な福祉サービスの提供を促進します。

#### 地域のみんで進めるプロジェクト

#### 地域密着のサービス創出！プロジェクト

- ①地域の課題を把握し、新たなサービスを創り出すまでの仕組みの充実を図り、地域密着のニーズに見合ったサービスを生み出します。
- ②サービスの質を高める取り組みを促します。



### 基本目標4 支援や援護を必要とする人の把握と相談・権利擁護体制の充実

支援を必要とする人に適切なサービスや支援を提供していくためには、そうした人を把握し、必要なサービスにつなげていくことが必要です。

専門機関との連携や情報交換を通じて支援・援護が必要な人を把握するとともに、その後の支援・援護につなげる体制の充実を図ります。

#### 地域のみんで進めるプロジェクト

#### 相談窓口・人材ネットワーク！プロジェクト

- ①問題の迅速、かつ適切な解決のため、相談に関わる機関、専門職、NPO、市民等が連携・協力する機会を増やします。
- ②相談を担う人材の育成を図ります。
- ③権利擁護センター（仮称）の設置に向けた検討をします。
- ④プライバシーに配慮した相談環境の整備を図ります。



## 基本目標5 多様な主体による福祉サービスの質の向上

地域の人との付き合い方や関係が変化する中でも、地域で助け合うことの必要性は多くの人が感じています。

支援や援護を必要とする人やその家族が地域の中で安心して暮らせるよう、日ごろの見守り・支え合いの活動を推進していきます。

### 地域みんなで進めるプロジェクト

#### 小地域見守りネットワーク！プロジェクト

- ①身近な地域という単位で、見守り・支え合いを組織的に継続して行える体制の構築を図ります。
- ②見守り活動に関わる市民を増やします。
- ③障がいや認知症など、コミュニケーション支援を必要とする方への地域住民の理解を高める取り組みを実施します。



## 基本目標6 災害時対応の役割分担・情報共有・連絡体制の確立

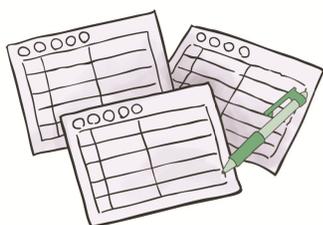
災害時の対応の重要性が改めて見直される中、地域によって自然条件などが大きく異なる本市においては、それぞれの地域に応じた災害時への備えが必要です。

被害を最小限に食い止めるために、多様な主体と連携し、災害時におけるそれぞれの役割や情報の共有、連絡体制の整備に取り組みます。

### 地域みんなで進めるプロジェクト

#### 災害時要援護者を地域で見守る！プロジェクト

- ①身近な地域という単位で、災害時要援護者対策を組織的に行える体制の構築を図ります。
- ②一般市民を含め、関係者の役割を明確化し、周知します。
- ③新城市災害時要援護者避難支援計画に基づき、モデル地区から順次シミュレーションを実施します。

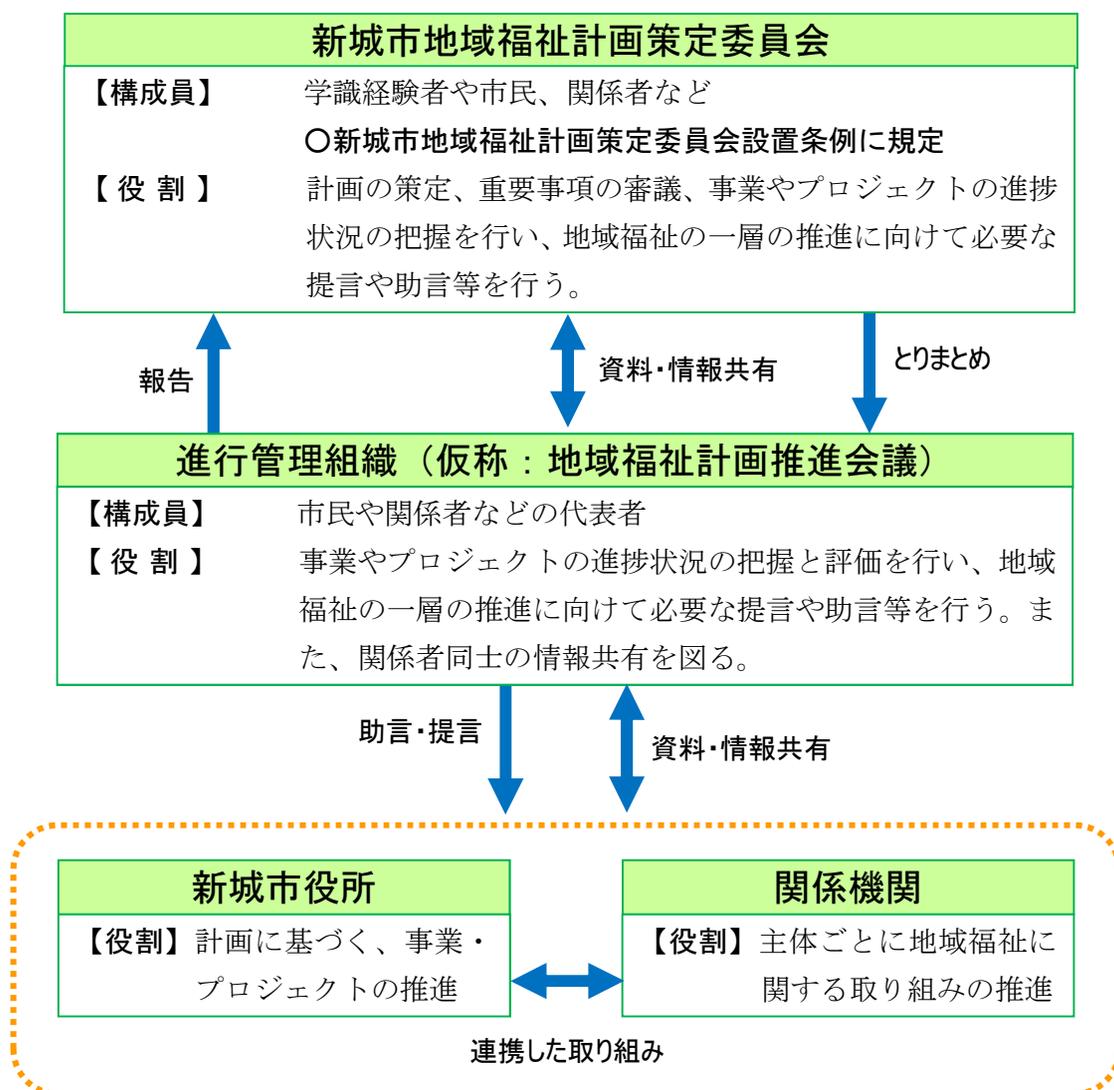


## 6 計画の推進体制

第2次計画では、新城市地域福祉計画策定委員会において審議された計画について、計画期間中の毎年度の評価や進捗状況について進行管理を行う組織「(仮称：地域福祉計画推進会議)」を設置し、計画の更なる推進を図ります。

進行管理を行う組織においては、主な事業・活動についての評価や主体別の役割などの取り組み状況をしっかりと把握・確認し、各基本目標のプロジェクトが推進されているかどうか、進捗状況などについて評価を行います。

これら評価したものは第2次計画3年目の中間評価時において、次回、新城市地域福祉計画策定委員会に報告、この結果報告を踏まえ、計画が更に推進するための重要事項の審議をしていきます。



発行：新城市

編集：新城市 福祉課

住所：〒441-1392 愛知県新城市字東入船6-1

TEL：0536-23-7624 FAX：0536-23-2002

# 記者発表資料

(新城市)

提出日	平成27年3月26日	
担当課・室	市民福祉部 福祉課	
担当職・氏名	課長	田中 秀典
連絡先(電話)	(0536) 23-7615	
連絡先(FAX)	(0536) 23-2002	
連絡先(Eメール)	fukushi@city.shinshiro.lg.jp	

件名	「新城市第4期障害福祉計画」策定について
----	----------------------

## 内 容

新城市第4期障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(総合支援法)第88条に基づく、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

国の定める基本指針に即して、市町村の実情を勘案し、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」の各種サービス等に関する数値目標の設定及び、各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるもので、計画期間は平成27年度から平成29年度の3年間です。

本計画の策定に関しては、市内の障害者福祉サービス事業所へのアンケート・ヒアリング調査を実施して、地域のニーズを把握し直近の現状を踏まえた目標数値を定めました。

また、新城市障害福祉計画策定委員会を設置し、計画内容の協議をしていただきました。あわせて、当事者団体、障害福祉サービス事業所、行政機関等で構成されている、新城市地域自立支援協議会においても数値目標等より現実的な協議・検討を行い、パブリックコメントを経て計画を策定しました。

## 別添資料

○新城市第4期障害福祉計画

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	平成27年3月26日	
担当課・室	市民福祉部 こども未来課	
担当職・氏名	課長	金田明浩
連絡先(電話)	(0536) 23-7622	
連絡先(FAX)	(0536) 23-2002	
(メールアドレス)	kodomo@city.shinshiro.lg.jp	

件名	「新城市子ども・子育て支援事業計画」策定について
----	--------------------------

## 内容

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、市町村には、子ども・子育て支援法第61条に規定する「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています。

これに伴い、新城市子ども・子育て会議委員からの意見聴収等を経て、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「新城市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「計画」）を策定しました。

この計画は、平成26年度までの新城市次世代育成支援行動計画後期計画を引き継ぐもので、国の定める基本指針に基に、潜在的ニーズを含めた地域における子ども・子育てニーズを反映した本市の総合的な教育・保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期等を定めたものであります。

主な内容は、計画期間の地域における年度毎の幼児教育・保育の量の見込み（需要量）とそれに対する提供体制の確保の内容及び実施時期について、国の示す13事業に区分して記載してあります。

また、この計画における本市独自の内容としては、平成24年3月に策定した「新城版こども園制度基本計画」に基づき子育てしやすいまちづくりに取り組んできた状況を記載するとともに、新城版こども園制度の更なる推進と放課後児童対策に地域参加と「共育（ともいく）」の理念・活動を取り入れています。

今後は、この計画に基づき、毎年、進ちよく状況を把握するとともに、適切な執行に努めてまいります。

※13事業：①こども園等（幼稚園、保育所等）、②時間外保育事業（延長保育）、③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、④子育て短期支援事業（ショートステイ及びトワイライトステイ）、⑤地域子育て支援拠点事業、⑥幼稚園における一時預かり事業、⑦保育所における一時預かり事業、⑧病児・病後児保育事業、⑨ファミリー・サポート・センター事業、⑩利用者支援事業、⑪妊婦健康診査事業、⑫乳児家庭全戸訪問事業、⑬養育支援訪問事業

平成27年4月

## 新 城 市 長 日 程 予 定 表

新城市

作成現在日：平成27年3月25日

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	水	8 : 30	辞令交付式 市より県へ派遣される職員	新城	本庁舎	市長室
		8 : 45	辞令交付式 自治振興事務所長	新城	本庁舎	市長室
		9 : 00	辞令交付式 定期人事異動	新城	勤労青少年ホーム	軽運動場
		10 : 00	教職員辞令伝達式	新城	勤労青少年ホーム	軽運動場
		12 : 00	西部福祉会館(障害者生活介護事業所)開所式	新城	西部福祉会館	
		13 : 30	部課長会議	新城	勤労青少年ホーム	軽運動場
		15 : 15	辞令交付式 県より市へ派遣される職員	新城	本庁舎	市長室
		16 : 30	辞令交付式 新城消防団長	新城	本庁舎	市長室
2	木	10 : 00	新城さくらまつり健康音楽体操	新城	桜淵公園	ちびっこ広場
		13 : 30	全国さくらシンポジウムin奥三河開会式	新城	文化会館	大ホール
		18 : 00	全国さくらシンポジウムin奥三河開会式交流会	新城	新城観光ホテル	本館
3	金	12 : 00	横浜ゴム(株)新人研修	鳳来	四谷千枚田	
		14 : 00	新城市介護認定審査委員会委員辞令交付式	新城	文化会館	301会議室
4	土	: 00				
5	日	11 : 30	新城さくらまつりのど自慢大会開会式	新城	木かげプラザ前イベント会場	
		15 : 40	新城さくらまつりのど自慢大会表彰式	新城	木かげプラザ前イベント広場	
		18 : 00	平成27年度新城市消防団座談会	新城	新城観光ホテル	
6	月	14 : 00	穂の香看護専門学校入学式	新城	穂の香看護専門学校	
		16 : 00	辞令交付式 地域おこし協力隊	新城	本庁舎	市長室
7	火	9 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	市長室
8	水	14 : 30	全体区長会議	新城	文化会館	小ホール
9	木	18 : 30	NHK新BS日本のうたあいさつ	新城	文化会館	大ホール
10	金	: 00	在庁			
11	土	: 00	奥三河パワートレイル			
12	日	: 00				
13	月	: 00	在庁			
14	火	: 00	在庁			
15	水	13 : 30	はぐるまの会総会	新城	文化会館	大会議室
16	木	9 : 00	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
		13 : 30	平成27年度保護司会・更生保護女性会合同総会	新城	文化会館	大会議室
17	金	18 : 30	新町地区まちづくり協議会総会	新城	東新町公民館	
18	土	11 : 45	第22回東浦町於大まつり式典	東浦町	於大公園	水上ステージ
		18 : 00	中部・近畿ラリー選手権懇談会	鳳来	山びこの丘	
19	日	8 : 15	第10回春季市民体育大会総合開会式	新城	桜淵公園	いこいの広場
		10 : 00	鳳来寺山自然科学博物館学術委員総会	鳳来	鳳来寺山自然科学博物館	学習室
		13 : 00	平成27年度新城市戦没者追悼式	新城	文化会館	大ホール
20	月	: 00	在庁			
21	火	10 : 00	老人クラブ連合会通常総会	新城	文化会館	大会議室
22	水	9 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	市長室
		15 : 00	東三河広域経済連合会全体会議	豊川	豊川市民プラザ	
		17 : 30	東三河広域経済連合会懇談会	豊川	豊川市民プラザ	
23	木	13 : 00	新城市生活学校平成27年度総会	新城	勤労青少年ホーム	軽運動場
		18 : 00	新城労務対策協議会総会	新城	さくら別館	
24	金	9 : 00	議員への定例報告会	新城	東庁舎	委員会室
		10 : 30	記者懇談会	新城	本庁舎	政策会議室
		15 : 00	代表区長会議	新城	本庁舎	政策会議室
		17 : 30	代表区長との懇談会	新城		
25	土	13 : 30	長篠城址史跡保存館開館50周年記念式典	鳳来	鳳来開発センター	大会議室
		18 : 00	舟着地区区長会引継会	新城	塩沢構造改善センター	
26	日	9 : 00	連合愛知三河東地域協議会メーデー	豊川	豊川市総合体育館前広場	
		10 : 40	平成27年度新城市身体障害者福祉協会総会	新城	文化会館	304会議室
		13 : 30	のぼりまつり第50回記念大会開幕式	鳳来	大通寺	
27	月	: 00	在庁			
28	火	13 : 30	平成27年度民生委員・児童委員協議会総会	新城	文化会館	大会議室
29	水	9 : 00	設楽原を守る会総会	新城	設楽原歴史資料館	
30	木	: 00	在庁			